

令和4年度 山田町水質検査計画

● 水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項により策定が義務付けられており、定期の水質検査の水質検査項目、採水の場所、検査の回数等の内容を記載し、需要者に対し情報提供するものです。

● 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道の原水及び水道水の状況
- 4 採水地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 関係者との連携

山田町では、水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、あわせて検査結果を公表します。

1 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される蛇口の水（浄水）に加えて、浄水場の入口及び水源地（原水）で実施します。
- (2) 検査項目は、水道法で義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及びお客様に供給している水道水がより安全で良質であることを確認するために、山田町が独自に行う水質項目とします。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、検査項目などを考慮して定めます。

2 水道事業の概要

- (1) 給水状況（令和3年度）

区 分	上 水
給水区域	山田・大沢・織笠・船越・ 田の浜・豊間根・大浦・小谷鳥
給水区域内人口（人）	14,550
給水人口（人）	13,966
普及率（%）	95.99
給水栓数（栓）	7,269
年間配水量（m ³ ）	1,701,255
1日平均配水量（m ³ ）	4,661

(2) 水源の名称及び種別

山田・大沢地区		織笠・船越地区	
山田第1水源	地下水	織笠第1水源	地下水
山田第2水源	地下水	織笠第2水源	地下水
山田第3水源	地下水	織笠第3水源	地下水

大浦地区		小谷鳥地区		豊間根地区	
大浦水源	表流水	小谷鳥水源	表流水	豊間根水源	地下水

(3) 浄水場の名称及び処理方法

浄水場名称	水 源	1日平均配水量	処理方法
山田浄水場	山田水源	1,878 m ³	塩素消毒
織笠浄水場	織笠水源	1,746 m ³	塩素消毒
豊間根浄水場	豊間根水源	861 m ³	紫外線滅菌処理・塩素消毒
大浦浄水場	大浦水源	162 m ³	緩速ろ過・塩素消毒
小谷鳥浄水場	小谷鳥水源	14 m ³	緩速ろ過・塩素消毒

3 水道の原水及び水道水の状況

水質は良好な状態であり、浄水水質基準値を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

水源の周囲には水質汚染の恐れはありませんが、今後も一層の水質管理を実施していきます。

4 採水地点

採水は原則として給水栓で行いますが、配水管の中で水質変化が起こらない項目は、浄水場（配水池）の出口で採水します。

(1) 浄水（蛇口）

毎月検査は、配水系統ごとに1箇所、合計で5箇所の採水場所を設定しました。

また、水道法に基づく1日1回行う検査も同様に設定します。浄水場の出口、配水管内で水質が変化しない項目は、浄水場に設置されている自動測定器により採水します。

(2) 原水（水源地の水）

安全で良質な水道水を供給するための浄水処理は、水源の水質が影響を与えるため、原水（水源地の水）を検査します。

(3) ろ過水

河川水及び伏流水を取水している大浦浄水場、小谷鳥浄水場及び豊間根水源地は、クリプトスポリジウム対策として、自動測定器によりろ過水の濁度を検査します。

※ 配水系統と検査地点

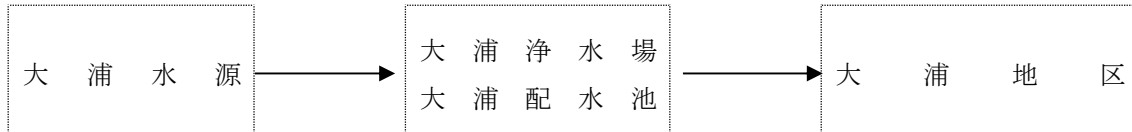
○山田上水道（山田水系）



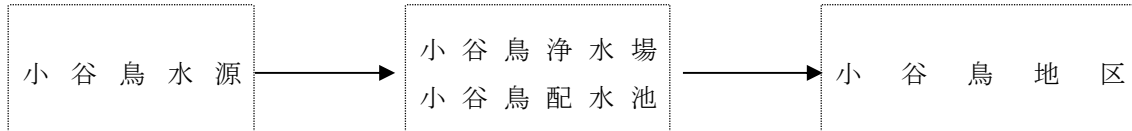
○山田上水道（織笠水系）



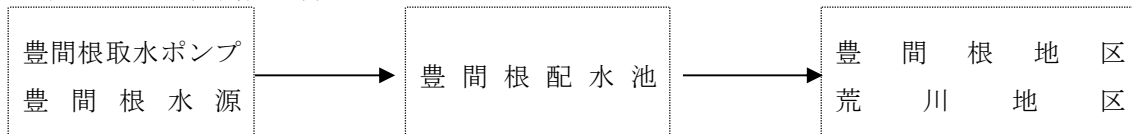
○山田上水道（大浦水系）



○山田上水道（小谷鳥水系）



○山田上水道（豊間根水系）



5 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

ア 法令に基づく水質基準項目（51項目）、1日1回行う項目の水質検査を実施します。

イ <表1>のとおり過去の検査結果及び水源の状況により法令に基づき検査回数を設定しました。

なお、検査回数を3年に1回に減らすことができる項目についても、安全確認のため年1回以上検査を実施します。

ウ 色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）の検査は1日1回実施します。（町内7ヶ所）

(2) 水質管理目標設定項目の水質検査項目と検査頻度

<表2>のとおり水源の状況等により検出される可能性がある項目について検査を実施します。

(3) 山田町が独自に検査する項目と検査頻度

<表3>のとおり水質基準に基づいた検査回数と併せて町独自に検査項目・回数を増やすことにより、より安全な水を給水することを確認するための検査です。

6 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づき、告示に示されている検査方法により実施します。

なお、水質検査は、宮古広域水道圏内の共同利用検査施設である宮古市上下水道部水質検査センター（宮古市）において実施します。

ただし、クリプトスポリジウム等の直接検査は、厚生労働大臣登録検査機関で実施します。

7 臨時の水質検査

水源などで、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、蛇口の水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行したとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、山田町ホームページで公表します。

（目的から探す⇒ [上下水道](#) ⇒ [上水道](#) ⇒ [水質検査計画・水質検査結果](#)）

○ホームページアドレス

<https://www.town.yamada.iwate.jp/docs/236.html>

9 関係者との連携

水質汚染事故や水道水が原因で水質事故が発生した場合には、県環境生活部県民くらしの安全課や宮古保健所、近隣市町村などと連携して迅速に対策を講じます。

この水質検査計画についてお客様のご意見をお寄せ下さい。

お客様からのご意見は今後の水質検査計画の参考とさせていただきます。

お問い合わせ先

〒028-1392

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町上下水道課 工務係

TEL 0193-82-3111 FAX 0193-82-2302

メール info@town.yamada.iwate.jp